

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 8 年 8 月 27 日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 8 年度橋本駅南口地区地区界分筆登記業務

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 履行又は納入場所

(5) 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部事業推進部事業推進第 2 課

(6) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 機構東日本地区における令和 8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→オープンカウンター方式（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。

- (6) 土地家屋調査士の資格を有すること。

なお、上記要件の確認を行うため、令和8年9月2日（水）14時00分までに、土地家屋調査士登録証を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出先は下記の通り。

〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部事業推進部事業推進第2課

電話 03-5323-0382

提出先メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※電子メール提出の場合、本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載し、提出した旨の電話を必ずすること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部総務部経理課

電話 03-3347-4252

専用メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

- (2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和8年9月2日（水）14時00分

② 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

※電子メール提出の場合、件名に【9/2 オープンカウンター見積書】と記載すること。

- (3) 見積合せの日時

令和8年9月2日（水）16時00分 なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書作成の要否 否

- (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

- (4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

- (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出

することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

競争参加資格申請方法：<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b61-att/78buppin.pdf>

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部事業推進部事業推進第2課
電話 03-5323-0382（担当：高柳）

以 上

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、 令和8年度橋本駅南口地区地区界分筆登記業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所
会社名
代表者氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

表

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿
(件名「令和８年度橋本駅南口地区地区界分筆登記 業務」見積書)
※(押印省略)

裏

封
住所・会社名
※担当者氏名・連絡先 ※登録番号

- ※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区物品購入等）」に記載されている登録番号を記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和8年度橋本駅南口地区地区界分筆登記業務
- 2 契約期間 契約日の翌日から令和9年2月 26 日まで
- 3 業務内容

橋本駅南口地区土地区画整理事業において、施行地区の内外に跨る土地(9筆)を分筆登記することを目的とし、以下の業務を実施する。

(1) 分筆登記書類の作成業務

- ① 分筆登記に必要な図書(登記嘱託書、地積測量図、不動産調査報告書等)の作成
・分筆対象筆数 9 筆 (分筆後筆数 18筆、 分筆対象筆含む関連筆数 184 筆)

注 1) 分筆線の座標値及び条件等は、発注者から提示します。

注 2) 最新の登記簿と公図は、発注者から提供します。

- ②所轄法務局との事前打合せ (必要な場合)

(2) 分筆登記手続業務

- ① 所轄法務局への登記申請
- ② 登記完了証の受領、登記完了の報告

(3) その他、(1)及び(2)の業務に付随する業務(現地調査等)

4 対象土地

別添のとおり。

なお、対象物件及び業務の詳細については、契約締結後に担当者と協議を行うものとする。

5 作業場所

原則として、受注者の事務所内とする。

6 成果品

本業務の成果品として、以下を2部 A4 チューブファイルにとじて納めるとする。

- ・登記完了証
- ・分筆等登記完了後の登記及び公図
- ・登記嘱託書の写し
- ・地積測量図
- ・登記事項証明書
- ・境界点の設置個所の写真
- ・協議記録を各一通書面
- ・その他分筆登記に必要な図書等

7 納品場所・担当部署

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
事業推進部 事業推進第2課 高柳(03-5323-0323)

8 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、土地家屋調査士の資格を有することとし、資格の保有を証明する書類(写しでも可)を発注者に提出することとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、機構の担当者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構の担当者と協議すること。
- (4) 上記業務実施に必要な図面及び図書等は、機構が貸与する。なお、貸与する資料は、公図、地積測量図、境界確認書を予定している。
- (5) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。
- (7) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び関係法令等に基づき、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

また、本業務の実施に伴い知り得た個人情報については、厳重に管理すると共に、本業務の実施に必要な個人情報について監督員から提供を受けた場合は、本業務の実施後遅滞なく監督員へ返却することとし、これらの情報の提供を受ける際には書面にてその旨依頼することとし、返却時には書面にて報告することとする。

以 上

(別添)

・ 対象土地位置図



・ 対象土地一覧

町 名	地目	地積(㎡)	所有者
相模原市緑区橋本一丁目 363-25	公衆用道路	42	相模原市
相模原市緑区橋本一丁目 2006	公衆用道路	256	相模原市
相模原市緑区橋本一丁目 2024	公衆用道路	304	相模原市
相模原市緑区橋本一丁目 2300	公衆用道路	864	相模原市
相模原市緑区橋本一丁目 2301	公衆用道路	1,381.00	相模原市
相模原市緑区橋本二丁目 351-6	公衆用道路	568	相模原市
相模原市緑区橋本二丁目 2014	公衆用道路	487	相模原市
相模原市緑区橋本二丁目 2094	公衆用道路	3,243.00	相模原市
相模原市緑区大山町 2800	公衆用道路	4,308.00	相模原市